

児童福祉司職の実務



児童福祉司職の配属先について

知事部局

健康福祉部

地域・家庭福祉課

- 秋田県北児童相談所(大館市)
- 秋田県中央児童相談所(秋田市)
- 秋田県南児童相談所(横手市)

児童福祉司職の主な業務内容

- 子どもに関する相談援助業務
- 一時保護所や施設入所に関わる事務



実務の内容

相談援助業務について

児童に関する様々な相談に応じ、今後について保護者共に一緒に考えます。

虐待相談の他、養護の相談、発達の相談や、非行などの相談に応じています。

① 相談の受付



② 定例・緊急受理会議



③ 調査、診断、一時保護



④ 援助方針決定会議



⑤ 支援

困り事がそれぞれ違うように対応についてもその都度周囲に相談しながら対応します。

・保護者からの相談や、関係する機関からの通告を受け付けます。

・受理担当の児童福祉司が会議資料を作成し会議に諮り対応等について協議します。

・児童や保護者等との面接でこれまでの生活環境を調査、親子間の環境調整を行うこともあります。
・今後の支援について会議で相談します。

事務の業務

- ・保護者等へ施設入退所の通知作成
- ・施設入所負担金の決定 等

一日の流れ

- 8:30 登庁・朝コミ 班内で予定の確認
- 9:30 所内会議 援助について話し合い
- 12:00 昼食
- 13:30 来所面接
- 15:00 記録作成
- 17:15 退庁

相談への対応には責任が伴いますが、対応については相談しながら対応を考えていく体制が整っているため、安心して働けます。

こどもや保護者の困り事を解決するための手助けが出来ることにや、相談後に笑顔が見られた時にやりがいを感じます。



1 相談援助事業

① 電話相談

(子ども・家庭110番
24時間・365日)

② メール相談

2 児童虐待対策防止対策事業

① 要保護児童対策地域協議会の指導

② 家族関係再構築支援事業

3 地域の関係する機関への支援

① 特別支援教育への援助協力

② 巡回児童相談(児相心理司)

4 関係する機関との連携

① 児童福祉施設との連携

② 市町村や福祉事務所との連携

③ 弁護士との連携

5 広報・啓発活動

① 市町村・関係団体への講師派遣

② 実習生、施設見学者等の受け入れ

6 専門性の向上

① 職員研修の充実

② 新任職員研修会



今後の秋田県の未来を築く子ども達を守る
ために一緒に働きましょう。

～お待ちしております～